

災害時における消防水等の供給支援に関する協定書

平成24年7月2日

出 雲 市

出雲地区生コンクリート協同組合

災害時における消防水等の供給支援に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）と出雲地区生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等の支援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、出雲市内及びその周辺で大規模な火災が発生した場合、事故等その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれが発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急に応急の措置をとる必要が生じたときは、乙に対し、消火等のための水の供給、生活水の確保、その他必要な業務の協力を要請（以下「要請業務」という。）することができる。

2 乙は、要請業務があったときは、特別な事由がある場合を除き、直ちに甲の指示による応急措置を行うものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、別紙様式1により甲に対して報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による応援に要した経費については、実費を勘案し甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（補償）

第5条 甲は、その要請により協力をした乙の組合員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（訓練）

第6条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては出雲市総務部防災安全課長、乙

においては出雲地区生コンクリート協同組合事務局長とする。

(協定の期間及び継続)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月2日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市
市長 長岡秀人

乙 出雲市塩冶原町1丁目3番24号
出雲地区生コンクリート協同組合
理事長 福間利行

災害時における消防水等の供給支援業務報告書

出雲市長 様

出雲地区生コンクリート協同組合

要請のありました業務につきまして下記のとおり報告いたします。

記

要 請 日 時	年 月 日 ()		時 分
業務完了日時	年 月 日 ()		時 分
要 請 機 関 名		要 請 機 関 発 信 者 名	
対応した組合名		協 同 組 合 対 応 者 名	
業 務 の 場 所			
業務内容			
ミキサー車派遣元 社名(工場名)		派遣された ミキサー車台数	台